

資料 2 行政書士によるマイナンバーカードの申請・受取サポートを行います

本市では、障がいのある方や高齢で外出が困難な方など、マイナンバーカードの取得に支援が必要な方を対象として、行政書士が自宅や施設などを訪問し、その申請・受取手続きなどを代行する事業を開始しました。

申請者からの費用負担はありませんので、対象となる方はぜひご利用ください。

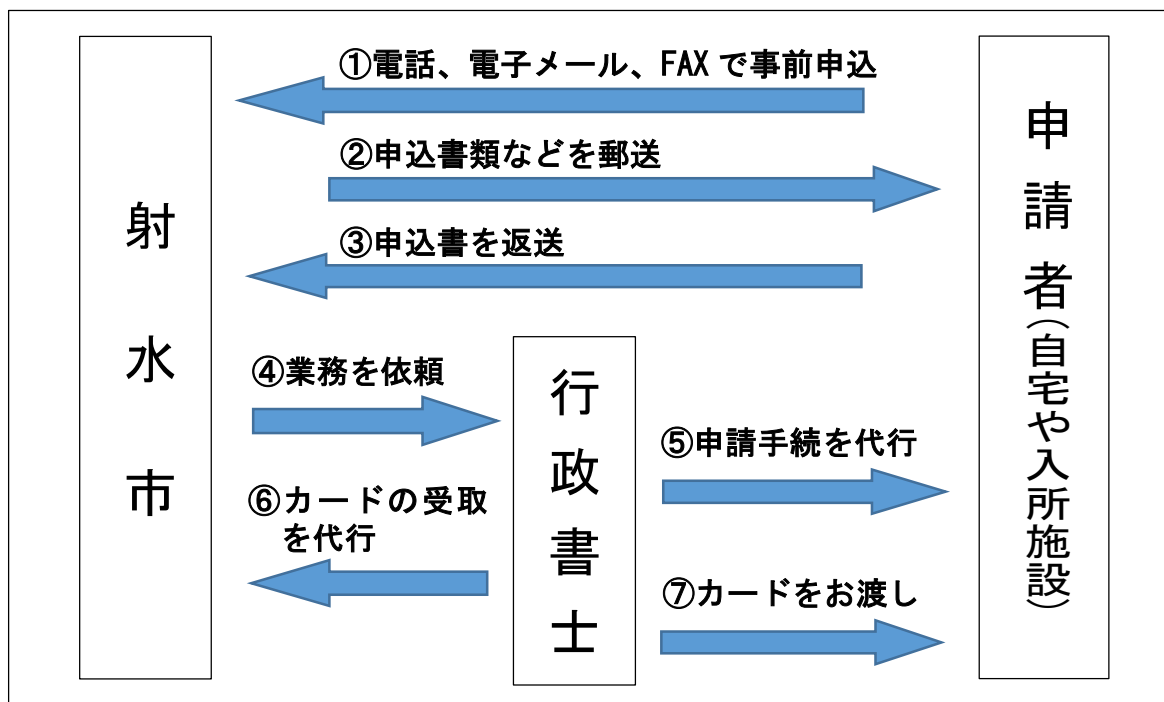
1 対象者

射水市民で次に掲げる事項に該当する方

- ・施設に入所している方
- ・介護認定があり在宅介護を受けている方
- ・病気・障がいのある方
- ・入院している方
- ・妊婦
- ・75歳以上の高齢者※¹
- ・その他カードの申請・受取に支援が必要な方

※1 顔写真付本人確認書類を有する方

2 手続きの流れ



3 運用開始時期

令和 6 年 5 月 8 日（水）



射水市 HP